

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業及び宮城県中小企業等再起支援事業
運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内中小企業の経営基盤を強化するため、燃料費高騰の影響により厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者及び県内中小企業等に対して、燃料費高騰分への補助金を交付する事業及びエネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている県内中小企業等の早期の再起や賃上げ環境の整備の基盤となる経営改善の取組を支援する事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費について、その実施主体(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業及び宮城県中小企業等再起支援事業運営事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

2 補助金額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の対象期間)

第3 補助金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日又は事業の廃止の承認を受けた日のいずれか早い日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、規則第4条に定める交付決定前についても対象期間とすることができる。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号-1）・役員名簿（様式第4号-2）
 - (4) 県税納税証明書
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 4 前項(2)収支予算書は、別表1に掲げる運送事業者原油高騰緊急支援事業及び中小企業等再起支援事業毎に必要な経費を記入すること。また、事業終了後は事業毎に清算を行うため、第7条第3(2)収支精算書についても事業毎に必要な経費を記入すると共に経費を確認できる書類等を整備すること。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 6 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、変更承認申請書（様式第5号）により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以内の経費を減額する変更
 - ロ 経費の配分の変更のうち、補助事業に要する経費の区分相互間において20%以内の経費を増減する変更
 - ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止（廃止）承認申請書（様式第6号）により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、遂行状況報告書（様式第7号）により、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

（状況報告）

第6 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

（実績報告）

- 第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第8号によるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のと

おりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
- (2) 収支精算書（様式第 10 号）
- (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第 8 補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第 15 条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第 11 号によるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 9 第 4 第 2 項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第 7 第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 12 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保管等）

第 10 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して知事に協議しなければならない。

（取得財産等の管理）

第 11 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第 12 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得財産等であって、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

（処分の制限を受ける期間等）

第 13 規則第 21 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定めるものにあつてはその期間を準用し、そ

の他のものにあつては5年間とする。

- 2 第12に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第13号により、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 3 知事は、前項の承認に係る取得財産等を処分することより収入があるとき又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

- 第14 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 情報のうち間接補助事業者その他第三者の秘密情報については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏洩してはならない。

(間接補助事業の実施)

- 第15 補助事業者は、間接補助事業に係る補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する場合において、間接補助事業を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業については第6及び第10の規定、宮城県中小企業等再起支援事業については第5から第7まで及び第9から第13までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続き等について交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 3 知事は、間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - 4 補助事業者は、間接補助事業者に対し、法令等の定め及び間接補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行わせ、いやしくも間接補助金の他の用途への使用をすることがないようにさせなければならない。
 - 5 補助事業者は、宮城県中小企業等再起支援事業の実施に当たり、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金にかかる返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(書類の提出部数)

- 第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、正副各1部とする。

(その他)

- 第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助上限額
区分	内容			
事業費 (間接補助金)	宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業 県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む中小規模貨物運送事業者に対し、トラックの保有台数に応じて補助するもの。 なお、対象期間の各月において、長距離貨物運送(※1)を継続的に行っていることが確認された車両に対し、1台当たり補助単価に0.5倍の額を上乗せする。 補助単価：括弧内上乗せ額 小型・軽以外 1台につき3万円 (1.5万円) 小型 1台につき2万円 (1万円) 軽 1台につき1万円 (5千円)	間接補助金 原資相当分	10/10以内	656,000千円 かつ 予算の範囲内
	宮城県中小企業等再起支援事業 県内に本店を有する中小企業・小規模事業者等(個人事業主含む)で、物価高騰の影響により、月間売上高又は年間売上高営業利益率が減少している事業者が行う販路開拓、生産性向上等、下記の取組に必要な経費の一部を補助するもの。 ・販路開拓の取組 ・生産性向上の取組 ・新商品開発の取組 ・原価抑制の取組 ・キャッシュレス化・新紙幣対応の取組	同上	同上	479,000千円 かつ 予算の範囲内

事務費 (直接補助金)	宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業	間接補助事業の実施に係る事務費(募集、審査、交付決定、補助金支出、問い合わせ対応等関連業務)	人件費、謝金、旅費、会議費、会場借料費、事務所借料費、印刷費、通信運搬費、事務機器リース費、消耗品費、雑役務費、振込手数料(間接補助金の支払いに係る分)、ホームページ作成・維持管理費、広報費、委託費、外注費、その他知事が必要と認める経費	10/10以内	24,000千円 かつ 予算の範囲内
	宮城県中小企業等再起支援事業	同上	同上	同上	21,000千円 かつ 予算の範囲内

(※1)「長距離貨物運送」とは、一の運行(自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。)の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう。(「自動車運転者の労働時間帯の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)第四条第一項第三号による。)